

○環境省告示第五十四号

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）の施行に伴い、及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）第七条第六項及び第七項並びに第三十五条第七項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和四年五月二十六日

環境大臣 山口 壯

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整備に関する告示

（家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の一部改正）

第一条 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成十四年五月環境省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3 共通基準 1～9 (略)</p> <p><u>10</u> 犬及び猫のマイクロチップ装着等に係る飼い主の責務</p> <p>(1) 法第 39 条の 2 第 2 項に基づき、所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者は、法第 39 条の 5 第 1 項に基づき、当該マイクロチップを装着した日から 30 日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡をする場合にあつては、その譲渡の日）までに、環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関。以下同じ。）の登録を受けること。</p> <p>(2) 法第 39 条の 6 第 1 項に基づき、犬猫等販売業者以外の者であつて、登録を受けた犬又は猫を当該犬又は猫に係</p>	<p>第3 共通基準 1～9 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p>る登録証明書とともに譲り受けたものは、当該犬又は猫を取得した日から 30 日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに環境大臣の変更登録を受けること。</p> <p>(3) 法第 39 条の 5 第 8 項に基づき、登録を受けた者は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 21 条の 7 第 7 項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更を生じた日から 30 日を経過する日までに、その旨を環境大臣に届け出ること。</p> <p>(4) 法第 39 条の 4 に基づき、何人も、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときを除き、当該犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならないこと。</p> <p>(5) 法第 39 条の 8 に基づき、登録を受けた犬又は猫の所有者は、当該犬又は猫が死亡したとき、及び施行規則第 21 条の 6 の当該犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合に該当するものとして、獣医師がマイクロチップを取り外したときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出ること。</p>	
---	--

(動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置についての一部改正)

第二条 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について(平成十八年一月環境省告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改	正	後	改	正	前
第2 定義	(1) (略)	(2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物(コンパニオンアニマル)として家庭等で飼養又は保管をされている動物並びに情操のかん養及び生態観察のため飼養又は保管をされている動物であって、 <u>動物の愛護及び管理に関する法律</u> (昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第25条の	第2 定義	(1) (略)	(2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物(コンパニオンアニマル)として家庭等で飼養又は保管をされている動物並びに情操のかん養及び生態観察のため飼養又は保管をされている動物であって、 <u>動物の愛護及び管理に関する法律</u> 第25条の2に規定する特定動物(以下単に「特定動物」と

<p>2に規定する特定動物（以下単に「特定動物」という。） 以外のものをいう。</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>第4 識別器具等の装着又は施術の方法</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 動物の区分ごとの識別器具等の種類</p> <p>イ 家庭動物等及び展示動物</p> <p>所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付されたマイクロチップ、入れ墨、脚環等によること。なお、首輪、名札等経時的変化等により脱落し、又は消失するおそれの高い識別器具等を装着し、又は施術する場合にあつては、可能な限り、マイクロチップ、脚環等の非常災害時においても脱落のおそれが低く、より耐久性の高い識別器具等を併用して装着すること。法第 39 条の 2 第 2 項に基づき、所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者は、法第 39 条の 5 第 1 項に基づき、マイクロチップを装着した日から 30 日を経過する日（その日まで当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡の日）までに、環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関。）の登録を受けること。</p>	<p>いう。）以外のものをいう。</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>第4 識別器具等の装着又は施術の方法</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 動物の区分ごとの識別器具等の種類</p> <p>イ 家庭動物等及び展示動物</p> <p>所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付されたマイクロチップ、入れ墨、脚環等によること。なお、首輪、名札等経時的変化等により脱落し、又は消失するおそれの高い識別器具等を装着し、又は施術する場合にあつては、可能な限り、マイクロチップ、脚環等の非常災害時においても脱落のおそれが低く、より耐久性の高い識別器具等を併用して装着すること。</p>
---	---

<p>ロ (略)</p> <p>第7 関係行政機関等の責務</p> <p>関係行政機関にあつては、<u>指定登録機関と連携し、所有明示に関する普及啓発を行うとともに、マイクロチップの情報の読取機（リーダー）を収容施設等に配備する等により、識別器具等に記号により付された所有情報を読み取るための体制の整備を図ること。</u></p> <p>また、管理者は、所有情報の検索が全国規模で効率的かつ迅速に行われるように、管理者間で情報を共有する体制の整備等について、連携して協力を行うこと。</p> <p>第8 犬猫等販売業者等の責務</p> <p>犬猫等販売業者等にあつては、指定登録機関等により、所有情報の検索が全国規模で効率的かつ迅速に行われるように、関係行政機関等と連携して協力を行うこと。また、あらかじめマイクロチップ等を装着して販売する場合には、その目的及び所有者情報の登録・更新が必要であることについて、購入者への周知に努めること。</p>	<p>ロ (略)</p> <p>第7 関係行政機関等の責務</p> <p>関係行政機関にあつては、所有明示に関する普及啓発を行うとともに、マイクロチップの情報の読取機（リーダー）を収容施設等に配備する等により、識別器具等に記号により付された所有情報を読み取るための体制の整備を図ること。</p> <p>また、管理者は、所有情報の検索が全国規模で効率的かつ迅速に行われるように、管理者間で情報を共有する体制の整備等について、連携して協力を行うこと。</p> <p>第8 犬猫等販売業者等の責務</p> <p>犬猫等販売業者等にあつては、第4の(1)の二に掲げる団体等により、所有情報の検索が全国規模で効率的かつ迅速に行われるように、関係行政機関等と連携して協力を行うこと。また、あらかじめマイクロチップ等を装着して販売する場合には、その目的及び所有者情報の登録・更新が必要であることについて、購入者への周知に努めること。</p>
---	---

(犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置)についての一部改正)

第三条 犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成十八年一月環境省告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3 保管、返還及び譲渡し</p> <p>1 (略)</p> <p>2 都道府県知事等は、殺処分がなくなることを目指して、施設に保管する犬、猫等の動物（以下「保管動物」という。）のうち、所有者がいると推測されるものについては公報、インターネット等による情報の提供等により、また、<u>犬又は猫に装着されたマイクロチップの識別番号の明らかなものについては環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関。以下同じ。）又は登録団体等への照会等により、当該保管動物の所有者の発見に努めること。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第3 保管、返還及び譲渡し</p> <p>1 (略)</p> <p>2 都道府県知事等は、殺処分がなくなることを目指して、施設に保管する犬、猫等の動物（以下「保管動物」という。）のうち、所有者がいると推測されるものについては公報、インターネット等による情報の提供等により、また、<u>標識番号等の明らかなものについては登録団体等への照会等により、当該保管動物の所有者の発見に努めること。</u></p> <p>3・4 (略)</p>

<p>5 保管動物の譲渡しに当たっては、飼養を希望する者に対して事前に飼養方法等に関する講習等を行うとともに、マイクロチップの装着及び環境大臣への登録等並びに不妊又は去勢の措置が確実に行われるようにするための措置を講じるように努めること。また、飼養を希望する者が第二種動物取扱業に該当する場合にあつては、適切に届出がなされているか等について確認を行うこと。</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>5 保管動物の譲渡しに当たっては、飼養を希望する者に対して事前に飼養方法等に関する講習等を行うとともに、マイクロチップの装着及び不妊又は去勢の措置が確実に行われるようにするための措置を講じるように努めること。また、飼養を希望する者が第二種動物取扱業に該当する場合にあつては、適切に届出がなされているか等について確認を行うこと。</p> <p>6～8 (略)</p>
---	---

附 則

この告示は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。